

○5番（加藤昌延）（登壇） 皆様おはようございます。

みらい新居浜、加藤昌延です。

まず、世界では今もなお多くの方が戦争で亡くなっておられます。しかし、日本では平和でありながら、若い方々の精神的幸福度が38か国中37位と、ワースト2位ということで、そして、自ら命を絶つ若い世代の方々がたくさんいらっしゃるのも現実であります。

戦争の武器は銃や爆弾といったものでありますが、私たちが日頃使っている言葉、それも人を傷つけ、そして、追い込む武器となります。

だからこそ、その言葉を優しい言葉に変えて、平和で、そして、心が守られる社会を築き上げなければいけないと、そう私は思っております。

そこで、今回の質問は、命と言葉について盛りだくさんとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

大項目1つ目、インターネット上の誹謗中傷及び被害者救済についてお伺いたします。

1つ目、誹謗中傷の現状について。近年、インターネット上での誹謗中傷が深刻な社会問題となっております。また、いじめの形態も大きく変化しています。

かつては、学校内や仲間内でとどまっていたいじめがSNSやメッセージアプリを通じて短期間で拡散し、不特定多数が関与する問題へと発展するケースが増えています。

一度はネット上で根拠のない批判や攻撃的なコメントを目にしたことがあるのではないのでしょうか。これはひどいと思いつつも、次第にその情報が本当かのように錯覚してしまいます。

総務省の調査によれば、SNSを利用した人のうち、約8.9%が誹謗中傷の被害を経験し、特に20代では16.4%、10代、30代でも約10%強が被害に遭っているという実態があります。約半数の人がSNS上で誹謗中傷を目撃しているとの報告もあります。また、文部科学省の統計によれば、ネットいじめの認知件数は、2022年度に2万3,920件、令和5年度には2万4,678件に上り、小中高校での割合は、年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。

最近でも、ネット上の誹謗中傷が原因で企業が経営危機に陥ったり、個人が精神的に追い詰められたり、自ら自分の命を絶つようなケースが後を絶ちません。

このような状況を受け、令和2年9月議会において、神野議員がSNSにおける誹謗中傷対策について質問された際、SNS等のインターネット上での誹謗中傷は、匿名性が高く、拡散のスピードが速いため、誤った情報を削除することが困難であり、被害者の心を深く傷つけ、場合によっては命にも関わる重大な人権侵害であると認識していると御答弁されています。

また本市では、SNSを含むインターネット等による人権侵害を新居

浜市人権施策基本方針において重要な人権問題の一つと位置づけ、法務局等の関係機関と連携しながら、市の人権相談窓口において市民からの相談に対応しているとのことでした。

そこでお伺いたします。このような認識の下、本市におけるSNS誹謗中傷やデマによる風評被害が市内の企業や事業者にどのような影響を与えているのか、市として実態を把握しているのかお尋ねいたします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。長井市民環境部長。

○市民環境部長（長井秀旗）（登壇） 加藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

インターネット上の誹謗中傷及び被害者救済についてでございます。

誹謗中傷の現状についてお答えいたします。

市内の企業及び事業者からのSNS上での誹謗中傷やデマによる風評被害に遭ったという趣旨の相談につきましては、これまで人権擁護課においては確認されておられませんことから、現在のところ、企業や事業所に与えている影響についての実態把握はできておりません。

今後は、SNS上の誹謗中傷等があった場合の市への相談窓口を積極的に市民に周知し、相談窓口に来所された市民の皆様と困り事等の相談を進めていくこと等を通じて、課題や実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小野辰夫） 加藤昌延議員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

要望といたしまして、市としてデータがなければ、それでは被害の実態を把握し、必要な支援策を講じることが難しくなります。

例えば、市内の学校や中小企業、事業者に対しアンケート調査を実施するなど実態把握のための取組を行うのはどうでしょうか。

他の自治体では、相談窓口の設置や実態調査を進めている事例もあります。

本市でも、何らかの形で被害状況を把握するための取組を要望して次の質問に移ります。

2つ目、被害者救済及び相談体制の整備についてお伺いたします。

誹謗中傷は、市民の生活や精神的健康に深刻な影響を及ぼします。特に、子供や若者への影響は大きく、SNSが関係するいじめの事例も増えています。

私が1月22日に新潟県三条市を視察した際、同市では、令和5年度のいじめ件数237件のうち、SNS等を利用したいじめが25件、約1割発生していることが確認されました。

また、本市のある中学校では、SNSによるいじめが原因で転校を余儀なくされた生徒がいるというお話も伺いました。

さらに、市民福祉委員会が1月10日に行った市民との意見交換会では、高校生からSNSでのなりすましによる誹謗中傷に巻き込まれ、警察に行くことになった、インスタグ

ラムの匿名質問箱で悪口を書かれ、精神的に追い詰められて学校に来られなくなった友人がいたといった生々しい声が聞かれました。市民の皆様の中にも、精神的な被害を受ける方が増えています。

そこでお伺いいたします。SNSによる誹謗中傷は多岐にわたる問題であることから、問合せや相談窓口が何か所もあると、市民の方がどこに相談すればよいのか分かりにくいという声があります。

他の自治体では、誹謗中傷やネットトラブルに特化したSNS専門相談窓口を設置し、弁護士や専門カウンセラーが対応する仕組みを整えています。本市でも相談窓口の一本化や専門相談員の配置が必要と考えます。

本市では、これまでにどのような支援策や相談窓口を設け、市民の皆様の声に対応されてきましたか。また、これまでの対応の中で、どのような問題や課題がありましたか。お聞かせください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。長井市民環境部長。

○市民環境部長（長井秀旗）（登壇） 被害者救済及び相談体制の整備についてお答えをいたします。

まず、これまでの支援策や相談窓口についてでございます。

本市では、人権擁護課に相談窓口を設置し、相談体制を整備しているところでございますが、電話や窓口での相談以外にも、インターネット上の誹謗中傷について定期的なモニタリングを行い、必要に応じてSNS運営会社等への削除依頼を行っております。

これらの誹謗中傷につきましても、被害者が気づいていないことも多く、当該モニタリングによる発見から迅速な対応に結びつき、関係機関との連携の下、削除に至った事例もございます。

また、市民から相談があった場合には、削除に係る手順等について説明をさせていただくほか、関係機関への案内もさせていただいております。

次に対応の中での課題についてでございます。

削除依頼を行った場合に、削除の判断を行うのは、SNS運営会社であるため、被害者ではない市からの依頼では、結果的に削除に至らない可能性が高いことなどが挙げられます。

今後もモニタリングの継続により、誹謗中傷の早期発見に努めるとともに、警察や法務局等関係機関とも連携しながら、被害者救済に努めてまいります。

○議長（小野辰夫） 加藤昌延議員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

3つ目、規制の必要性についてお伺いいたします。

全国的にSNS誹謗中傷防止に向けた条例を制定する自治体が増えています。例えば、江戸川区では、インターネット健全利用促進条例を制定し、啓発活動を強化しています。

その結果、インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害への関心が高まり、令和4年度には29.1%、令和5年度には35.3%、令和6年度には42%と、年々認識が向上しているとのことでした。

また、啓発講座の受講者アンケートでは、適切な行動を取れるようにしたい、SNSの危険性について学ぶ機会が増えたといった前向きな声が寄せられ、インターネット健全利用の促進に効果が出ているとの報告があります。

また、規制内容にとどまらず、人々の心情に寄り添う内容を重視し、条例を通じて、無責任な発言を慎む社会的風潮を醸成させたいと強い思いで制定されていました。

そこで、本市においても、こうした先進事例を参考に、条例制定を含めた誹謗中傷防止対策を講じるべきではないでしょうか。市として、その必要性についてどのようにお考えでしょうか。

インターネット上の誹謗中傷の防止には、条例の制定だけではなく、被害者支援や教育、啓発活動が不可欠です。

必要と考えられるものは、1つ目、被害者支援の強化として、SNSトラブル専門の相談員を配置する専門相談窓口の設置や弁護士会やNPOと連携した誹謗中傷対策の支援。

2つ目、教育啓発活動の充実として、学校や地域でのSNSリテラシー講座の開催。そして、子供、保護者、教職員向けの研修プログラム導入。

3つ目、SNSトラブルの早期発見と対応として、学校や教育委員会、保護者や地域と連携し、SNSトラブルの実態把握を強化する、匿名相談ができる仕組みの導入ということが私は必要と考えます。

令和2年9月議会の答弁では、市の人権相談窓口の周知を図るとのことでしたが、その後、具体的にどのような取組を行ってきたのか、現状の取組状況についてもお聞かせください。他の自治体の事例を見ても、条例を制定することで市民の意識が向上し、未然防止につながっています。

本市でも啓発活動と並行して誹謗中傷防止に関する条例制定を検討するべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。長井市民環境部長。

○市民環境部長（長井秀旗）（登壇） 規制の必要性についてお答えをいたします。

まず、誹謗中傷防止対策の必要性についてでございます。

インターネット上の誹謗中傷防止のためには、加害者をつくらないための啓発活動の強化、誹謗中傷記事等の早期発見のための体制づくり、被害記事の削除等の被害者支援が必要と考えており、法務局等の関係機関やPTA等との連携を深めるとともに、先進事例等を参考にして強化充実を図ってまいります。

次に、本市の人権相談窓口についてでございます。

本市の人権相談窓口につきましては、市のホームページに掲載しているほか、市政だよりの無料相談の欄に掲載して周知を図っております。

さらに、年に2回、市政だよりに折り込んでいる人権啓発特集号におきまして、関係機関の相談窓口の案内と併せて掲載して周知を図ってまいりました。

直近では、令和7年2月の市政だよりに折り込みました人権啓発特集号ナンバー12におきまして、インターネット上の人権侵害があった場合の対策及び関係機関の相談窓口の情報と被害者救済の具体的方法を案内させていただきました。

次に、条例制定についてでございます。

誹謗中傷防止に関する条例の制定につきましては、法の整備が追いついていない現状もございますことから、国の動向を注視するとともに、他市の先進事例等を参考にしながら、運営状況やその効果などについて調査研究を進めてまいります。

○議長（小野辰夫） 加藤昌延議員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

4つ目、今後の取組についてお伺いいたします。

SNSの誹謗中傷対策は、市民の安心安全な生活を守るために喫緊の課題です。特に、若者や子供を守るために、条例制定や被害者支援、啓発活動の充実を早急に進める必要があります。

本市ではこれまでに、人権教育や啓発事業を推進し、関係機関と連携しながら相談対応に取り組んできたとのことですが、全国的な傾向を踏まえると、より踏み込んだ政策が求められる段階に来ていると考えます。

そこで、市として、今後SNS誹謗中傷防止及び被害者救済への対策をどのように強化していくのか、また、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 今後の取組についてお答えいたします。

SNS上の誹謗中傷防止につきましては、地区別人権教育市民講座や人権のつどい日等で積極的にテーマとして取り上げており、今後におきましても、インターネットリテラシーのさらなる向上を図ることで対策を強化していきたいと考えております。

なお、被害者救済は難しい課題ではございますが、まずは本市のインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口について、ホームページ等で積極的に周知し、適切な相談へとつないでいくとともに、関係機関等と連携を密にしながら対応をしていきたいと考えております。

また、情報流通プラットフォーム対処法等の関連法や国の動向にも注視しながら、より一層のSNS誹謗中傷防止及び被害者救済への対策の強化を図ってまいります。

○議長（小野辰夫） 加藤昌延議

員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 市長、御答弁ありがとうございます。

条例の制定については、一地方自治体では難しいと思いますが、先ほどの御答弁では、国の動向を見て検討するとの御答弁でございました。

インターネットは急激なスピードで成長し、誹謗中傷の手口も日々巧妙化しています。

この問題に対応するためには、市としても迅速に取り組み、被害者を救済するための仕組みを整えることが急務です。

また、このことは人命に関わる例もあり、国においても検討を始めるとのことですが、この条例があることで、市としての姿勢を明確に打ち出せるだけではなく、学校現場においても、市の条例に基づく指導として、先生も指導しやすくなり、児童生徒への教育や抑止効果が期待できます。

また、被害に遭った市民が適切な相談先へつながる仕組みを整え、早期対応を図ることが可能となります。全国的にも同様の条例を制定する自治体が増えており、本市においても、一刻も早い対応が求められています。市民の安全と安心を守るため、条例制定に向けた具体的な検討を進めていただきますよう強く要望して、次の質問に移ります。